

衛星コンステレーションの整備・運営等事業 リスク分担表

<「負担者」の凡例>

○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄：原則としてリスク負担がない

リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考
			防衛省	事業者	
入札応募費用リスク	1	入札応募に関する費用		○	
業務実施企業等に関するリスク	2	業務を委託し、又は請け負わせる企業（業務実施企業）その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に係る責任		○	業務実施企業等の責めに帰す事由は、事業者の責めに帰す事由とみなす。また選定企業等の当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用及び損害については、事業者が負担する。
支払遅延・支払不能リスク	3	防衛省の支払いの遅延	○		防衛省は事業者に遅延利息を支払う。
	4	事業者の防衛省への支払いの遅延		○	事業者は防衛省に遅延利息を支払う。
資金調達リスク	5	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	事業に関する資金調達はすべて事業者の責任において実施する。
金利変動リスク	6	金利変動による資金調達コストの増加		○	
国の関連業務に関するリスク	7	国が本事業に関連して別途発注する業務において国が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○		
税制変更リスク	8	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		
	9	消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○	
	10	本事業に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による費用増加	○		
法令変更リスク	11	合理的な防止手段を期待できず、本事業の遂行上重大な支障を与えると認められる、法令変更又は新設による費用増加	○		
	12	上記以外の法令変更又は新設による費用増加		○	
不可抗力リスク	13	宇宙空間の自然現象又は障害物、大規模な自然天災（大地震、大噴火等）に起因して生じる増加費用及び損害	○	○	防衛省は、アベイラビリティの評価による減額等措置は行わず、パフォーマンスの評価による減額等措置は、防衛省と事業者による応分の負担とする。事業者は、アベイラビリティの評価による減額等はなく、パフォーマンスの評価による減額等は、防衛省と事業者による応分の負担とする。
	14	本事業に直接的に影響を及ぼす戦争、テロ等により生じる増加費用及び損害	○		
第三者への損害リスク	15	防衛省の提示条件又は指示を直接の原因として第三者に及ぼした損害	○		
	16	上記以外の事由（事業者過失等）を原因として第三者に及ぼした損害		○	
要求水準確保に係るリスク	17	要求水準の達成に要する費用		○	
要求水準変更等リスク	18	防衛省の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		なお、防衛省の指示による要求水準の変更により事業費が減少する場合については、減額するものとする。
	19	上記以外の事由による要求水準の変更により生じる増加費用又は事業費の減少		○	
許認可リスク	20	許認可の取得・維持に関する責任及び損害（防衛省が取得する許認可）	○		ただし、事業者の債務不履行による場合を除く。
	21	許認可の取得・維持に関する責任及び損害（上記以外）		○	
事業の中断、中止リスク	22	防衛省の指示又は政策変更による中断又は中止により生じる増加費用及び損害	○		
	23	上記以外の事由による中断又は中止により生じる増加費用		○	
知的財産権侵害のリスク	24	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償	△	○	事業者は防衛省に生じた損害費用についても補償する。ただし、防衛省の指定に起因する場合は防衛省が第三者に補償する。
防衛省の提示資料に関するリスク	25	防衛省の提示資料の誤り・変更に起因する増加費用	○		
臨機の措置に関するリスク	26	災害防止等のための臨機の措置に要した費用（不可抗力に起因する場合を除く）	○	○	事業者が負担することが明らかに適当でない認められる部分については防衛省が、その他については事業者が負担する。
近隣対策リスク	27	地上施設を設置すること自体に関する近隣対策実施の責任及び費用		○	
環境対策リスク	28	事業者が実施する業務に係る環境対策の実施の責任及び費用		○	

リスク分類	番号	リスクの内容	負担者		備考
			防衛省	事業者	
情報保全リスク	29	事業者の帰責事由による情報漏洩等による損害		○	
民間商用事業リスク	30	民間商用事業に起因する増加費用及び損害等を含む全てのリスク		○	
保険付保リスク	31	保険契約の締結及び保険料の変動による増加費用及び損害		○	防衛省は事業者に衛星保険の付保を義務付けるものではない。
打上げ延期・失敗リスク	32	ロケットの打上げ延期及び失敗に起因する増加費用及び損害		○	
運用スケジュール遅延リスク	33	防衛省の帰責事由による遅延により生じた増加費用	○		防衛省からの要請を受けて、衛星/打上げメーカーを変更することにより生じた遅延を含む。
	34	上記以外の帰責事由による遅延により生じた増加費用及び損害		○	衛星調達、打上げ若しくは地上施設整備の遅延又は運用体制構築若しくは人員確保の遅延、打上げ失敗に起因する運用スケジュール遅延を含む。
衛星運用障害リスク	35	防衛省の帰責事由による衛星運用障害（衛星や地上施設の損傷・不具合、人為的ミス等による衛星画像の取得不能、取得時間の遅延、衛星画像不良等）により生じた増加費用	○		
	36	上記以外の帰責事由による衛星運用障害（衛星や地上施設の損傷・不具合、人為的ミス等による衛星画像の取得不能、取得時間の遅延、衛星画像不良等）により生じた増加費用		○	
物価上昇リスク	37	賃金水準又は物価水準の上昇（為替変動を含む）による増加費用		○	
次期事業に向けた引継ぎ業務リスク	38	事業終了時における専用地上施設の性能確保及び引継ぎ業務等に関する費用		○	
契約解除リスク	39	防衛省の帰責事由による契約解除	○		
	40	事業者の帰責事由による契約解除		○	事業者は防衛省に違約金を支払う。
	41	不可抗力に起因する契約解除	○	○	防衛省及び事業者は応分に増加費用及び損害を負担する。
	42	法令変更に起因する契約解除	○	○	防衛省及び事業者は応分に増加費用及び損害を負担する。